

〈組合員のみなさまへ〉

JA安心俱楽部

標準傷害保険

アクティブなあなたの日常生活を
しっかりサポート



安心をひとつの保険にパッケージ！

こんなときに保険金をお支払いします。

傷害死亡保険金



交通事故で死亡した。



地震による建物の倒壊により死亡した。

傷害部位・症状別保険金



階段から落ちてケガをした。



自転車・バイクで転倒し、入院した。



〈充実プランのみ〉
熱中症で倒れ、入院した。

個人賠償責任保険金

※加害事故の場合、示談交渉サービスを行います



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

携行品損害保険金

旅行中にカバンを盗まれてしまった。



災害生活支援費用保険金

〈充実プランのみ〉



地震で自宅が全壊し、被災生活を余儀なくされた。

ホールインワン・アルバトロス費用保険金 〈オプション〉

ホールインワンを達成して、祝賀会を催した。



J A 安心俱楽部の特長は…

- 24時間、日本国内・国外を問わず、ケガや賠償責任、携行品の損害を補償します。
- 地震・噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合やお亡くなりになった場合も補償します。
- 賠償責任の補償は「示談交渉サービス」が付いていますので、日本国内においてご家族(※)が加害者となる賠償事故の場合には、共栄火災の専任スタッフがご家族に代わって示談交渉を行います。
- (※)ご家族とは、被保険者ご本人、その配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。
- そのほか、日常を取り巻くさまざまなリスクを幅広く補償します。
- ご加入に際して、健康診断を受けていただく必要はありません。

■ JA安心俱楽部は、補償開始日時点で被保険者ご本人の年齢が満80歳未満の方にご加入いただけます。
(満80歳以上の方はご加入いただけません。)

■ ご継続は、補償終了日時点で被保険者ご本人の年齢が満89歳まで、脱退のお申し出がない限り自動的に継続されます。(補償終了日時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。)

■ 自動継続停止のお申し出につきましては、補償終了日の4か月前頃にご加入者に送付される「自動継続のご案内」等に記載の共栄火災コールセンター(JA団体傷害保険コールセンター)へお電話いただくことでお手続きできます。
※通話料は無料です。

補償内容と保険金額・保険料

(保険期間: 1年、保険料の払込方法: 一時払)

補 償 内 容	保 険 金 額	
	基本プラン	充実プラン
傷害死亡保険金(天災補償付)	120万円	240万円
傷害後遺障害保険金(第1級～第3級限定)(天災補償付) 熱中症・食中毒・特定感染症補償	60万円 —	120万円 ○
傷害部位・症状別保険金(天災補償付) 熱中症・食中毒・特定感染症補償	3,000円 —	3,600円 ○
個人賠償責任保険金(自己負担額0円)(示談交渉サービス付)	1億円	1億円
携行品損害保険金(自己負担額3,000円)	20万円	20万円
被害事故補償保険金	2,000万円	2,000万円
弁護士費用保険金 法律相談費用保険金	300万円 10万円	300万円 10万円
災害生活支援費用保険金	—	100万円
年間保険料	15,000円	20,000円

 オプションで補償します

ホールインワン・アルバトロス費用保険金

20万円

(年間オプション保険料 2,560円)

※ホールインワン・アルバトロス費用保険金を補償する他の保険契約等がある方、およびゴルフの競技・指導を職業としている方は、オプションにご加入いただくことができません。

示談交渉サービス

個人賠償責任保険金(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ご注意ください

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入のみなさまへの特典

まごころ健康ダイヤル

JJA安心俱楽部にご加入いただいたお客様に専用ダイヤルサービスをご提供します。

専用の無料ダイヤル^{※1}にお電話のうえ、「JA〇〇(JA名)で安心俱楽部に加入している者です。」とお申し出いただきます。

サービス名	サービス内容等
健康・介護相談	健康・介護に関し、専門スタッフが相談をお受けいたします。毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談、全国の医療機関の情報提供など。
年金相談	国民年金や厚生年金等、公的な年金に関する相談を社会保険労務士がお受けいたします。
税務相談	所得税や相続税等、税金に関するさまざまな相談を税理士がお受けいたします。
法律相談	業務上のトラブル、日常生活におけるトラブルや相続に関する相談等、さまざまな法律相談を弁護士がお受けいたします。

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証にてご案内します。

※2 祝日および年末年始を除きます。 ※3 当日10時より先着順で予約受付を行っています。

《補償の概要》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ケ ガ (傷 害)	傷害死亡 保険金	被保険者(※1)が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡保険金額の全額 (注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	
	傷害 後遺障害 保険金 <small>(後遺障害等級限定 (第3級以上) 補償特約付帯)</small>	被保険者(※1)が事故によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害(※4)が生じた場合 (注1)既存の後遺障害の影響により後遺障害の程度が重くなり重度の後遺障害(※4)が生じた場合は、重度の後遺障害に基づく保険金支払額から、既存の後遺障害に基づく保険金支払額(後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約付帯しない場合の保険金支払額)を差し引いた額が、傷害後遺障害保険金額の78%以上となる場合に限り保険金をお支払いします。	
	傷害部位・ 症状別 保険金	被保険者(※1)が事故によりケガ(※3)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師(被保険者以外の医師をいいます。)の治療(※6)を受けた場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症(※5)を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に医師(被保険者以外の医師をいいます。)の治療(※6)を受けた場合(充実プランのみ)	①治療日数の合計が5日以上の場合 傷害部位・症状別保険金額に、ケガをされた部位・症状に応じた所定の支払倍率(5倍~120倍)を乗じた額をお支払いします。 ②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 傷害部位・症状別保険金額の1倍をお支払いします。 (注1)部位・症状別の支払倍率については、5ページの「傷害部位・症状別保険金支払倍率表」をご参照ください。 (注2)同一事故によりケガをされた部位・症状が複数の支払倍率に該当するときは、それぞれの支払倍率のうち最も高い支払倍率を乗じた額を保険金としてお支払いします。 (注3)治療日数の合計が5日以上となる前に、別の事故によりケガをされた場合には、それぞれのケガがないものとして算出した額のうち、最も高い額をお支払いします。
個人 賠償責任 保険金 <small>(電車等運行不能 賠償追加型) 賠償事故 解決特約付帯</small>	被保険者(※1)が次の偶然な事故により、他人にケガをさせたこと、他人の物を壊したこと、または電車等(※8)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。 (注4)訴訟費用等は損害賠償金が個人賠償責任保険金額を上回る場合には個人賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	・被保険者(※1)の故意による損害賠償責任 ・専ら被保険者(※1)の職務の用に供される動産または不動産(※9)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※7) ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償の対象となります。) ・被保険者(※1)と同居する親族に対する損害賠償責任 ・他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など
携行品 損害 保険金	被保険者(※1)の居住の用に供される住宅外で被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合 (注)次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、運転免許証、旅券、クレジットカード、印紙、切手、稿本、設計書、義歎、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、自動車、自転車、携帯電話、ノート型パソコン、サーフボード、ラジコン模型、動・植物など	被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額を携行品損害保険金額を限度にお支払いします。ただし、損害額は携行品1個(1組または1対)につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。 (注1)複数回お支払いの事由が発生した場合でも、保険期間(保険のご契約期間)を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 (注2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。	・被保険者(※1)の故意または重大な過失による損害 ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害 ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・戦争、内乱、暴動などによる損害(※7) ・携行品の置き忘れ、紛失 ・自然の消耗、かび、変色 ・擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷など
被害事故 補償 保険金	人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為やひき逃げにより、被保険者(※1)が死傷された場合	被保険者(※1)が死傷されたことにより、被保険者ご本人とそのご家族(被保険者ご本人の父母・配偶者・子)が被る損害額(治療費・逸失利益・精神的損害など)を所定の方法により算定してお支払いします。 なお、被害事故補償保険金は、傷害死亡、傷害後遺障害、傷害部位・症状別の各保険金とは別にお支払いします。 (注1)1回の事故につき、被害事故補償保険金額が限度となります。 (注2)賠償義務者から取得した損害賠償金や各種法令等に基づく給付、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金がある場合には、その合計額を損害額から差し引きます。 (注3)上記(注2)のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、すでに取得したものがある場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差し引きます。	・被保険者(※1)の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※7) ・むちうちは、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないもの ・被保険者(※1)に対する刑の執行 ・被保険者(※1)の親族による加害行為など (注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 保険金 ・ 法律相談費用 保険金	日本国内において発生した次の急激かつ偶然な外來の事故により、被保険者(※1)がケガをしたり、物が壊れたりして被った損害について法律上の損害賠償を請求する場合 ○被保険者ご本人の居住用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する事故 (注)自動車または原動機付自転車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。	1回の事故につき、弁護士費用(弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用など)の額を、被保険者1名あたり300万円を限度にお支払いします。 また、1回の事故につき、法律相談費用(弁護士への法律相談費用、または司法書士・行政書士への相談費用)の額を、被保険者1名あたり10万円を限度にお支払いします。 (注1)弁護士、司法書士、行政書士に依頼される場合は、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに損害賠償請求費用や法律相談費用等を負担された場合は、保険金支払の対象となります。 (注2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。	・被保険者(※1)の故意または重大な過失による損害 ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・戦争、内乱、暴動などによる損害 (※7)
災害生活 支援費用 保険金 (充実プランのみ)	被保険者(※1)の居住する建物が自然災害(注)によって全壊または全壊と同等の被害を受けた場合 (注)自然災害とは、被災者生活再建支援法に規定する自然災害をいい、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。	被保険者(※1)が負担された次の費用を、災害生活支援費用保険金額を限度にお支払いします。 ①臨時の宿泊を余儀なくされた場合のホテル、旅館等の臨時宿泊費 ②住居の移転に必要な引越し費用・交通費 ③住居を賃借するために支出した仲介手数料および権利金・礼金 なお、お支払いする保険金は、事故が発生した日からその日を含めて365日以内に日本国内において負担した上記①～③の費用の合計額から、上記①～③の費用に対する被災者生活再建支援法その他の法令等による給付金を差し引いた額です。 (注1)保険金支払の対象となるのは、被災者生活再建支援法に規定する自然災害により同法に規定する被災世帯に該当した場合に限ります(被災者生活再建支援金の支給の有無は問いません)。 (注2)複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間(保険のご契約期間)を通じて災害生活支援費用保険金額が限度となります。 (注3)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。	被保険者(※1)の居住する建物が地震防災対策強化地域に所在する場合において、その地域に対して警戒宣言が発せられたときは、その警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられた日までの間に災害生活支援費用補償に加入された場合(災害生活支援費用補償に継続加入された場合を除きます。)
ホールインワン ・ アルバトロス 費用保険金 (オプション)	被保険者(※1)が日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中(注)にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合 (注)日本国内に所在する9ホール以上を有するゴルフ場(有料)で、原則キャディ付きで1名以上の同伴競技者とパー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合に限ります。	被保険者(※1)が慣習として負担された次の費用を、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度にお支払いします。 ①贈呈用記念品購入費用(貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手およびプリペイドカード(※10)の購入費用を除きます。) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用(※11) ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当である費用(ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%が限度) (注)他の保険契約等がある場合は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \frac{\text{それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$	・被保険者(※1)がゴルフ場の経営者または使用者(臨時雇いを含みます。)の場合、そのゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・被保険者(※1)が日本国外のゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス (注)キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場の使用者や先行・後続のパーティのプレイヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名・押印した証明書が得られる場合等に限りて保険金支払の対象となります。

(※1)～(※11)については以下のとおりです。

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。

なお、ご本人とご本人以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*	配偶者	その他のご親族*
ケガ(傷害)、特定感染症、携行品、被害事故、ホールインワン・アルバトロス費用*	○	—	—
個人賠償責任*4、弁護士費用・法律相談費用、災害生活支援費用	○	○	○

*1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。

*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 ゴルフの競技または指導を職業としている方を除きます。

*4 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

<「同居」となる場合の例>●同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 ●病院に一時的に入院されている場合 など

<「同居」とならない場合の例>●単身赴任、海外赴任している場合 ●介護施設に永続的に入所されている場合 など

(※2)ここでいうケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、ウイルス性食中毒および細菌性食中毒は含みません。

(※3)ここでいうケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、充実プランにご加入の場合は、熱中症、ウイルス性食中毒および細菌性食中毒を含みます。

(※4)重度の後遺障害とは、労働者災害補償保険法(政府労災)の「後遺障害等級表」の第1級から第3級までに相当する後遺障害をいいます。

(※5)特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類の感染症をいい、次に掲げる感染症をいいます(平成30年6月現在。今後の法改正により、補償の対象となる感染症が変更となることがありますのでご注意ください。)。なお、発病の認定は、医師(被保険者以外の医師をいいます。)の診断によります。

[一類感染症]エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

[二類感染症]急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1型またはH7N9型であるものに限ります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。)

[三類感染症]コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス

(※6)治療とは、医師が必要と認め、医師が行う治療のために病院または診療所に入院または通院することをいいます。なお、事故または発病の日からその日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。

- (※7) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、特定感染症または損害は補償の対象となります。
- (※8) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースターなど遊園地等で使用されるものは除きます。)。
- (※9) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます。
- (※10) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念して特に作成したものは贈呈用記念品購入費用に含みます。
- (※11) 記念植樹の代わりに、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念してゴルフ場に設置するモニュメント等を作成する場合はその費用を含みます。

ケガの補償に関して特にご注意いただきたい事項

- 病気等による身体の障害は、補償の対象なりません。
ただし、充実プランにご加入の場合は、熱中症、ウイルス性食中毒および細菌性食中毒による身体の障害は傷害後遺障害、傷害部位・症状別の各保険金の補償の対象となります。
- 病気等が先行して発症した事故によるケガ・死亡は補償の対象なりません。
- 事故発生前から存在していた病気・ケガ等により、事故によるケガ(身体障害)が重くなった場合には、その影響を控除して保険金のお支払い額を算定します。
また、**傷害後遺障害保険金については、算定の結果によっては保険金をお支払いできない場合があります。**

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは?

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性…突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性…事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性…身体の外部からの作用によるもの

上記3項目に該当しない例:日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、外傷によらないヘルニア、〇〇症・△△炎(疾病名称)、自殺、原因不明の死、など

ホールインワン・アルバトロス費用保険金について

1. 保険金のお支払いは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

(1) ホールインワンまたはアルバトロスを次のア・イ.のいずれかの方が目撃した場合(公式競技の場合は、ア・イ.のいずれかの方が目撃した場合)

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(下記の方をいいます)

●同伴キャディ ●ゴルフ場使用者 ●公式競技参加者 ●公式競技の競技委員 ●ゴルフ場に入りする造園業者、工事業者 ●ゴルフ場内の売店運営業者 ●ワンオンイベント業者 ●先行・後続のパーティのプレイヤー(被保険者が参加するゴルフコンペのプレイヤーを含みます。) など

(2) ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

2. ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には、次の書類が必要です。

(1) 共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

次のア・ヘ.に掲げるすべての方(注)が署名または記名・押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

(注) 公式競技の場合は、ア・イ.のいずれかの方およびウ.の方。ホールインワンまたはアルバトロスの達成が記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、ア.およびウ.の方。

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(左記のとおり)

ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したそのゴルフ場の責任者

(2) 費用の支払いを証明する領収書またはその代わりとなる請求書・納品書

(3) 同伴競技者のアテスト済みのスコアカード

(4) その他共栄火災が必要とする資料

傷害部位・症状別保険金の特長

● 入院または通院した治療日数の合計が5日以上(5日目の入院・通院が、事故の日(または発病の日)からその日を含めて180日以内の場合に限ります。)となった場合には、下記の支払倍率表に基づき、ケガをされた部位およびその症状に応じて保険金をお支払いします。

入院または通院した治療日数の合計が1日以上5日未満の場合は、傷害部位・症状別保険金額の1倍をお支払いします。

入院または通院した治療日数の合計が5日以上となる前に別の事故でケガをされた場合の保険金は、どちらか一方の高い方の額のみをお支払いします。

● 完治を待たずに保険金をお支払いできますので、事故発生後の急な出費等に充てていただくことが可能です。

● 骨折については、骨粗しょう症等の既往症があった場合でも、その影響を考慮せずに保険金をお支払いします。

※「傷害部位・症状別保険金における「骨粗しょう症による骨折」の取扱い」

骨折の原因に骨粗しょう症の影響が寄与している場合でも、急激かつ偶然な外来の事故による骨折であれば、傷害部位・症状別保険金については通常どおり保険金をお支払いします。ただし、骨折の原因がもっぱら骨粗しょう症による場合(例えば、寝返りをうつたら骨折した。歩いていただけで骨が折れた。など)は、疾病に基づく骨折として保険金をお支払いできません。

傷害部位・症状別保険金支払倍率表

(単位:倍)

症 状	部 位	顔 面 部		頸 部	胸 部 ま た は 腹 部	ま た は 背 部 ま た は 腰 部	上 肢		下 肢		全 身
		眼 歯 牙 除く	眼 歯 牙				(肩 手 指 除く)	手 指	足 指 除く	足 指	
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋、腱もしくは韌帯の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)	頭 部	5	5	—	—	5	5	5	5	5	15
挫創、挫滅創または切創		15	15	—	—	10	15	15	10	10	35
筋、腱または韌帯の断裂(完全に切断されるもの)		—	—	—	—	65	65	35	35	40	30
骨折または脱臼		65	30	—	—	80	35	60	35	20	65
欠損または切断		—	20	—	5	—	—	—	100	35	100
頭蓋内・眼球の内出血・血腫(脳挫傷を含む)		120	—	30	—	—	—	—	—	—	—
神経の損傷または断裂		120	40	60	—	40	—	40	40	30	30
脊髄の損傷または断裂		—	—	—	—	120	—	120	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂		—	—	60	—	—	90	—	—	—	—
臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)		—	—	—	—	—	55	—	—	—	—
熱傷		5	10	—	—	5	10	10	5	5	5
その他		10	10	10	10	10	10	10	10	15	15

(注1) 左表の部位は、社会通念上の用法および医学一般上の基準を参考に判定します。

〈例〉・中手(足)指節関節より先の部分を「手(足)指」として取扱います。

・鎖骨は「上肢(手指を除く)」として取扱います。

・脇下部分は「胸部」として取扱います。

(注2) 左表の「全身」とは、同一の症状につき以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位以上にわたるものをおいいます。

(1) 頭部 (2) 顔面部(眼および歯牙を除く) (3) 頸部

(4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部 (5) 上肢 (6) 下肢

(注3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急速に生ずる中毒症状(ウイルス性食中毒および細菌性食中毒を除きます。)の場合の支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。

(注4) 熱中症による身体障害、ウイルス性食中毒・細菌性食中毒、特定感染症発病の場合の支払倍率は、15倍とします。(充実プランのみ)

《重要事項説明書》

■契約概要のご説明（【JA安心俱楽部】標準傷害保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) JA安心俱楽部（団体傷害保険制度）の仕組み

JA安心俱楽部は、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）を保険契約者とし、JAの組合員の方を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする団体契約です。被保険者の負担される保険料につきましては、事務取扱者であるJAがご負担額をとりまとめ、一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み

この保険は、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされたときや、日常生活を取り巻くさまざまなリスクを補償します。

(3) 術償内容

①保険金をお支払いする場合

パンフレット内面に記載の（補償の概要）「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレット内面に記載の（補償の概要）「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

※主なものを記載しています。詳細は「標準傷害保険普通保険約款・特約」でご確認ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、ご契約の始期から1年間です。保険期間終期日以降は、特段のお申し出がない場合は、自動的に1年間の自動継続を行います。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の月の1日となりますので、ご不明な点は取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■注意喚起情報のご説明（【JA安心俱楽部】標準傷害保険）

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、本保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご加入内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では「加入依頼書」に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）の職業職種

○他の保険契約

（注）「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②傷害死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することはできません。

(2) ご加入後における留意事項

事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に開始し、継続加入については継続後の補償開始日の午後4時に開始します。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレット内面に記載の（補償の概要）「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し・失効

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得さ

(5) 引受条件（ご加入いただける方、保険金額等）

・JA安心俱楽部は、補償開始日時点での被保険者ご本人の年齢が満80歳未満の方にご加入いただけます。

・継続加入については、補償終了日時点での被保険者ご本人の年齢が満89歳まで自動継続手続きにて継続加入できます。（補償終了日時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。）

・実際にご加入いただくお客様の保険金額（ご契約金額）については、パンフレット内面に記載の「補償内容と保険金額・保険料」をご参照ください。

・「JA安心俱楽部」のご加入は、お一人様一口のみが限度となります。

・ホールインワン・アルバトロス費用保険金を補償する他の保険契約等がある方、およびゴルフの競技・指導を職業としている方は、オプションにご加入いただくことができません。

2. 保険料

保険料は、パンフレット内面に記載の「補償内容と保険金額・保険料」をご参照ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は一時払で、各JAにて開設している貯金口座から引落しいたします。

4. 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返りい金の有無

このJA安心俱楽部（団体傷害保険制度）から脱退される場合は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返りい金としてお支払いする場合があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

せる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

（2）ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または脅迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

（3）ご加入後に被保険者が死亡された場合は、保険は失効となります。この場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、傷害死亡保険金をお支払いした場合には、その部分にかかる保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することができます。また、その場合、保険金もお支払いできません。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・特定感染症・損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があつたことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること

⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返りい金

JA安心俱楽部から脱退される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返りい金としてお支払いする場合があります。返りい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返りい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返りい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

■その他ご注意いただきたいこと（ご加入内容の確認事項）

1. ご加入時にご注意いただきたいこと

- (1) 「個人賠償責任」「携行品損害」「被害事故補償」「弁護士費用・法律相談費用」「災害生活支援費用」および「ホールインワン・アルバトロス費用」の各補償につきましては、お客様やご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。
- (注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。
- (2) 保険料は貯金口座から引落しいたします。領収証の発行はいたしませんので、通帳をご記帳いただきご確認ください。

2. ご加入後にご注意いただきたいこと

- (1) ご加入後に加入者証をご加入者へお届けしますので大切に保管してください。
- (2) JA安心俱楽部は自動継続となっておりますので、補償終了日の3か月前までに脱退のお申し出がない限り、ご契約は自動的に継続され、保険料が引落しされます。
- (3) 自動継続停止のお申し出につきましては、補償終了日の4か月前頃に送付される「自動継続のご案内」等、JA安心俱楽部に関するご案内に記載の共栄火災コールセンター（JA団体傷害保険コールセンター）へお電話いただく述べてお手続きであります。※通話料は無料です。

3. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れると保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- (2) 損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (3) 賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容
○日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。）の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。
○日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きま

お申込みいただいた後には…

《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

●この保険は脱退のお申し出がない限り、毎年、自動的に継続されますので、万一の場合に備えてご家族の方にも保険のご加入内容についてお知らせください。

●保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

●もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

共栄火災「JA団体傷害保険」事故受付コールセンター
0120-665-994 通話料無料

受付時間：24時間・365日

●お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご相談・お問い合わせは…

[取扱代理店]

 **アルプス農業協同組合**

〒930-0314 富山県中新川郡上市町若杉3-3

金融共済部 共済課 TEL 076-472-5488

JAグループ
共栄火災海上保険株式会社
本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

PE113000('17.05新②)D B18-0616-20190712

す。）の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。

- (4) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・特定感染症・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・特定感染症・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (5) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

4. ご加入内容の確認事項

本確認事項は、お客様が今回お申込みされる保険について、

◆ご希望を満たした内容となっていること

◆加入依頼書の内容が正しく記載されていること 等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、「重要事項説明書」（契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明）を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客様のご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 补償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 补償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - 保険金額（ご契約金額）
 - 保険期間（保険のご契約期間）
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された加入者（被保険者）の「氏名」「性別」「生年月日」「満年齢」「職業職種」「契約タイプ（加入プラン）」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。